4. 本市の現状

① 大阪市における「(仮称)子育て包括支援センター」のあり方の検討経過について

- ・本市では保健福祉センターが妊娠期から子育て期にわたる相談支援事業を行っていることから、ワンストップ拠点の機能確保についてのあり方を検討するため、区長会議こども・教育部会の議論を経てプロジェクトチームを設置し、そのもとにワーキンググループを設置して具体的な検討作業を進めた。(平成27年6月~8月)
- ・ワーキンググループの報告をプロジェクトチームで検討議論して部会へ報告を行った。部会では プロジェクトチーム報告内容を承認したうえで以下の部会決議を確認した。
- (仮称)子育て包括支援センターに求められるワンストップ拠点として相談支援機能は、保 健福祉センターの地域保健活動担当および子育て支援室における相談支援をさらに強化する ことで対応が可能と考えられる。
- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行うには、相談支援に関する記録情報等について、地域保健活動担当および子育て支援室等関係部署において共有する必要があり、こども青少年局が中心となって情報共有化のためのツールを検討するよう求める。

大阪市子育て包括支援センターイメージ図

保健福祉センター ※子育て包括支援センターとしての機能

地域保健活動担当

母子健康手帳交付時、 保健師が常設健康相談に おいて、原則全ての妊婦等 と面接し、妊娠の経過、生 活背景などの情報からアセ スメントを行い、必要な相談 支援につなぐ。

こどもの心身の発育・発達の確認。

連携

- 妊娠、出産の支援が必要
- 育児不安
- ・養育者の支援が必要
- 発達障がい など

子育て支援室

・虐待担当者・保育士・家庭児童相談員等のチームがこどもの性格行動・しつけ・非行・不登校など、こどもに関する様々な相談に応じる他、各機関との連携により、専門機関の紹介や地域での子育てに関する情報提供などを行う。





市民(妊婦・子育て家庭など)

	ネウボラ(フィンランド)	子育て世代包括支援センター(国)	大阪市(保健福祉センター)
目的	妊娠期から就学前までの子どもの健やかな成長・発達の支援とともに、母親、父親、きょうだい、家族全体の心身の健康サポートも行う	妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、 地域の特性に応じた妊娠期から子育て期 にわたる切れ目のない支援を提供する体 制を構築する	妊娠期から子育で期にわたる相談については、各区における「地域保健活動担当」と「子育て支援室」が連携することで、子育て世代包括支援センターに求められるワンストップ拠点としての機能を担っている
内容 (主 る の)	 健診:産前産後に11回、こどもが1歳になるまで9回、1歳以降に毎年1回 相談:健診時の母子の医療的なチェックとともに、個別に出産や育児、家庭に関する相談に応じる 医療機関の窓口として、出産入院のための病院指定、医療機関や専門家の紹介を行う 	 ● 妊産婦及び乳幼児の実情把握 ● 妊娠・出産・子育てに関する各種の相談、必要な情報提供・助言・保健指導 ● 必要に応じて支援プランの策定 ● 地域の保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整 ● 母子保健事業の実施 → 子育て支援事業の実施 	 母子健康手帳交付時面接の実施(原則、すべての妊婦対象) 乳幼児健康診査の実施 妊娠・出産・育児不安・子育てなどに関する様々な相談、必要な情報提供、助言、保健指導 必要に応じて支援プランの策定 地域の保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整 母子保健事業の実施 子育て支援事業の実施
特徴	同じ担当保健師が継続的にサポート	● 保健師等による母子保健の専門的な支援● 利用者支援専門員等による子育て支援に関する当事者目線での支援	● 相談支援に関する記録情報等について、地域保健活動担当および子育て支援室が「妊娠・子育て支援連絡票」などのツールで情報共有している

② 大阪市保健師の体制とその活動

《公衆衛生看護の定義:日本公衆衛生看護学会による定義から抜粋》

対象

・あらゆるライフステージにある、すべての健康レベルの個人、家族、及びその人々が生活し活動する集団、組織、地域などのコミュニティ



・自らの健康やQOLを維持・改善する能力の向上及び対象を取り巻く環境の改善を支援することにより、健康の保持増進、健康障害の予防と回復を促進し、生命の延伸、社会の安寧に寄与する。

《保健師の活動形態》

- ▶ 業務担当制 → 母子、成人、高齢者、感染症など、対象者や業務別に対応
- ▶ 地区担当制 → 一定の地域を担当し、住民の健康課題を家族単位、地域単位で把握分析 し家族(個人)の支援を通じ地域全体の健康課題に対応
- ▶ 重層型 → 業務担当制と地区担当制のミックス型 ⇒ 本市の保健師活動



国は地区担当制の推進を提唱

- ・ 家族内に健康問題を抱える方が複数いることが多く、家族全体を視野に入れた支援が必要
- ・ 家族(個人)や地域の抱える問題は複雑・困難化してきており、対象者を制度や年令、疾病、 障がいで区切る縦割りの支援で対象者がそれらの狭間に陥ることのないよう、住民の視点や 生活に寄り添い分野横断的・包括的な支援が必要
- 地区担当の方が、住民は相談を持ちかけやすく身近な存在に感じる。

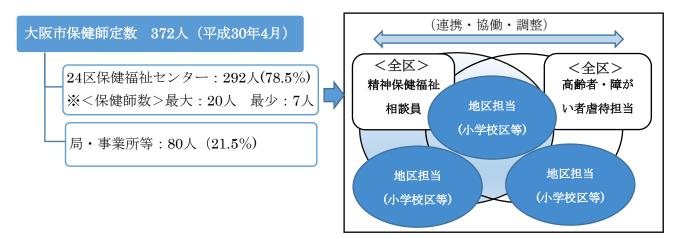
《本市保健師の現状: 重層型》

保健分野 → 地区担当制 ただし精神保健福祉相談員は業務担当制 福祉分野 → 業務担当制

- ・ 乳幼児から高齢者、障がい者まであらゆるライフステージの方を対象に、家庭訪問等の個別支援から健康教育等の集団への支援、地域の健康づくり、ケアシステムの構築等を実践し、多職種と協働で活動
- ・ 医療、保健、福祉等に関する課題は複雑多様化・深刻化し、支援を要する方は各区によりその 数・質は異なることから、近年では区独自の取組を推進

● 保健師数と活動場所

区における保健師活動



● 活動対象及び実績

保健師1人当り活動対象者数等の最大・最少区の比較

		収り置い込み
	最 少	最 大
人口	10,857	18,486(1.7 倍)
妊 婦	37	263 (7.1 倍)
高齢者	2,123	4,617 (2.2 倍)
自立支援	431	894 (2.1 倍)
生活保護世帯	141	1,734(12.3 倍)
訪問件数	92.7	189.6 (2.0 倍)
来所相談件数	6.4	24.4 (3.8 倍)

単位:人(件)

数値は各区の統計情報を、平成 30 年度の各保健福祉センター保健分野の保健師数(統括係長、精神保健福祉相談員除 く)で除した保健師 1 人当りの数と実績

高 齢 者:平成27年国勢調査 自立支援:平成28年自立支援医療受給者数

保護世帯:平成28年6月生活保護世帯数 訪問件数:平成29年度1人当りの1年間の平均訪問件数

※来所件数:平成29年度、1保健福祉センターにおける1日の相談件数(妊婦面接+その他相談)

(結果から)



- ▶ 数で比較すると保健師 1 人当り、または 1 保健福祉センター当りの実績に差がある。今後、対象者や地域課題の質的な要素も勘案し、配置等を検討する必要がある。
- ▶ 限られた人員の中で、地域特性の異なる区の課題に対応しかつ優先順位を考慮した区事業の推進が重要である。

各保健福祉センター別保健師数

					1	
	保健師数					
所属	区係長(統括)	精神保健 福祉 相談員	担当係長	地域活動 小計	福祉小計	保健師 合計
北区	1	1	1	9	2	11
都島区	1	1		8	2	10
福島区	1	1		7	2	9
此花区	1	1		7	2	9
中央区	1	1		8	2	10
西区	1	1		7	2	9
港区	1	1	1	8	2	10
大正区	1	1		8	2	10
天王寺区	1	1		7	2	9
浪速区	1	1	1	8	2	10
西淀川区	1	1	1	9	2	11
淀川区	1	1	1	12	3	15
東淀川区	1	2	2	14	4	18
東成区	1	1		8	2	10
生野区	1	1	1	11	2	13
旭区	1	1	1	8	2	10
城東区	1	1	1	12	2	14
鶴見区	1	1		9	2	11
阿倍野区	1	1		9	2	11
住之江区	1	1	2	11	3	14
住吉区	1	1	1	11	3	14
東住吉区	1	2	2	13	3	16
平野区	1	2	2	15	3	18
西成区	1	3	3	18	2	20
大阪市	24	29	20	237	55	292

フィンランドと大阪市の比較~母子保健・子育て支援施策

	フィンランド	大阪市
妊婦健診 の 動機づけ	母子手当(育児パッケージまたは現金)支給 ※妊娠5か月までに妊婦健診を受診した妊婦対象	妊娠届出時に母子健康手帳交付し全員面接妊婦健康診査受診券交付
	・ ネウボラ保健師による個別健康診査 8~9回 (家族全員の包括的健康診査も含まれる)・ 医師による診察 2回	医療機関または助産所で妊婦健診 14回 公費負担
妊娠期の 健康管理	ネウボラにおいて両親教室 1回	通院医療機関または助産所での妊婦教室 各区保健福祉センターでの妊婦教室 ブレパパ・プレママ教室
	出産前にネウボラ保健師による家庭訪問 1回	保健師等によるハイリスク妊婦への定期的な家庭訪問
出産機関	大半が公立病院(ほぼ無料)	医療機関または助産所 (出産一時金支給あり)
	ネウボラ保健師による家庭訪問 1回	乳児家庭全戸訪問事業 1回
乳幼児期 の 支援	ネウボラ保健師による個別健康診査 6歳までに15回 医師による健康診査 5回 (家族の包括的健康診査3回)	区保健福祉センターにおける集団健康診査 3回 (3か月児・1歳6か月児・3歳児) 医療機関等における乳児健康診査 2回 相談には保健部門や子育で支援室が随時対応し関係部署と連携する

フィンラ ンドの 特徴

- ・妊娠期から就学前まで同じ担当保健師が継続的にサポートをするので、お互いに信頼関係が築きやすく、問題の早期発見、 予防、早期支援につながっている。
- ・妊産婦ネウボラは最大80人の妊婦に対して1人、子どもネウボラは最大340~400人の子どもに対して1人という基準で保健 師が配置されている。
- ・一般診では母子の医療的なチェックだけでなく、個別に出産や育児、家庭に関する様々なことが相談できる。
 ・1回の面談は30分から1時間をかけて個別に丁寧に行われる。

③ 大阪市 24 区における現状:「乳幼児期における各区独自の取組状況」を調査結果

● 保健師の役割・存在の周知

各区の報告では、既に保健師との顔の見える関係づくりの取組が多く実施されていた。

【各区の取組状況】

・掲示物を活用した地区担当保健師の紹介	$2 \boxtimes$
・印刷物を活用した地区担当保健師の紹介	16区
・地区担当保健師名を口頭で伝える	5区
・可能な限り地区担当保健師との顔合わせを実施	6区
・産科医療機関に必要に応じ地区担当保健師の紹介を依頼	1区
・関係機関への訪問や関係機関会議への出席	16 区

● その他の区独自取組(家族支援含む)

ハイリスクアプローチの取組を行っている区が多い中、パートナーが参加しやすい妊婦教室の 日曜開催や乳幼児健診への父親参加を促す案内などポピュレーションアプローチの取組を実施 している区もあった。

【各区の取組状況】

・各種事業において保健師の存在を周知	15 区
・保健師の活動内容を紹介	3 区
• 施設内に来庁のきっかけとなる場所を設置 (ハーフバースディコーナーなど)	4 区
・妊婦教室の日曜開催	1区
・ 到 幼児健診案内への父親 参加 勧将 文追加	1 🕱



- 『妊娠期からの切れ目ない支援』として各区の実情に合わせた区独自取組みを多くの区ですでに実施している実態が確認できた。
- 「印刷物を活用した地区担当保健師の紹介」や「関係機関への訪問や関係機関会議への出席」で『保健師との顔のみえる関係づくり』をしている区が多くあった。また、「地区担当保健師名を口頭で伝える」や「地区担当保健師との顔合わせ」を実施している区もあった。